

会員通知 第42号
平成26年11月27日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直しに伴う
「定款施行規則」の一部改正について

本所は、定款施行規則の一部改正を行い、平成26年11月30日から施行します。
今回の改正は、「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、第一種金融商品取引業者ごとに異なる設定をすることを許容する改正金融商品取引法が11月29日に施行されることから、本所においては、会員の管理を適切に行うため、会員の事業年度を把握する規定を追加し、会員制度について所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

- 事業年度の末日の変更の報告
 - ・会員は、事業年度の末日を変更した場合、本所に報告することとします。

II. 施行日

平成26年11月30日より施行します。

以上

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の2 (略)</p> <p><u>(7)の3 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>(8)～(29) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年11月30日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(29) (略)</p>